

令和 8 年度

県単道路除雪事業（08-G216-Y4）

電気融雪施設保守点検管理業務委託

特記仕様書

令和 8 年 1 0 月

秋田地域振興局建設部

1. 共通仕様書の適用

本工事の施工にあたっては、「秋田県土木工事共通仕様書〔令和8年10月1日以降適用〕」（以下、「共通仕様書」という）にもとづき実施しなければならない。

2. 共通仕様書に対する特記事項

共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

第1章 総則

第1節 業務内容

本業務は、融雪施設を円滑に稼働させることを目的として、電気融雪施設の管理業務及び過年度点検結果を基に小規模修繕を行うものである。

本業務における点検時の業務内容は次表に示すとおりとする。

【機器点検等】		【業務報告書作成】	
番号	業務内容	番号	業務内容
1	外観点検	1	試験成績書の整理
2	導体抵抗測定（各回路）	2	写真の整理 （点検状況、融雪状況、不良箇所等）
3	絶縁抵抗測定（各回路）		
4	接地抵抗測定		
5	動作点検 （各配電制御機器・自動回路）		
6	ボルト締付（各端子）		
7	施設稼働後、随時巡回を行い 融雪状況を確認		
8	清掃 （各感知部及び制御盤内外）		

ただし、機器点検等の「7」は稼働終了時点検の対象外とする。

又本業務は、融雪施設の不具合箇所について次の修繕を行うものである。

保守点検箇所は、位置図の通りとする。

第2節 業務実施時期

本業務は、電気融雪施設の稼働開始前及び稼働終了時に実施するものとする。

なお、稼働開始及び終了時期については監督職員と協議し決定する。

又、修繕に関しては監督職員より使用する機器の承認を得たのち手配し入荷次第速やかに修繕するものとする。

第3節 業務計画書

受注者は第1回打合せ終了後、速やかに業務計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

第4節 業務報告書

受注者は、第2節に示す稼働開始前及び終了時の点検完了時、修繕完了時、ならびに監督職員が指示した業務の完了後、速やかに業務報告書により監督職員に報告しなければならない。

第5節 使用材料等

受注者は、業務において使用する材料及び部品等について、その品質・寸法及び使用数量等が確認できる資料(証明書、写真等)を提出しなければならない。

第6節 緊急時における連絡

受注者は点検時において、緊急に補修・対策等の対応が必要な場合には、直ちに監督職員に報告し、指示を受けるものとする。

また、その指示により、設計の内容に変更が生じた場合には、発注者と受注者が協議のうえ変更の対象とする。

第2章 成果品

第1節 成果品の提出

1. 提出すべき成果品及び提出部数、内容については、次に示すものとする。

業務報告書	[紙媒体]	ファイル綴製本	1部(A4版)
	[電子媒体]	CD-R	2部(正副)
	[内容]	・稼働開始前、稼働終了時点検報告書 ・その他業務報告書 ・写真 { 点検業務状況 融雪状況 不具合箇所状況 等	

第3章 その他

1. 上記で不明の事項等が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

令和 8 年度

県単道路除雪事業 (08-G216-Y4)

電気融雪施設保守点検管理業務委託

条 件 明 示 書

令和 8 年 1 0 月

秋田地域振興局建設部

1 諸経費等

本業務の諸経費は、秋田県土木工事標準積算基準書（参考資料）の「河川・道路等の維持管理委託業務について」により算出しています。

なお、本業務の予定価格の算出にあたっては、施工地域補正、施工時期補正を加味した次の諸経費率により積算しています。

共通仮設費率： 8. 9 1 %

現場管理費率： 4 1. 0 7 %

2 積算について

保守点検等の積算については、別紙「見積歩掛単価表」を参考にしてください。

3 その他

従来施設の撤去により生じた発生品の処理方法については、別途協議します。